

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | 砂防課 | 整理番号 | 1-403 |
|-----------------------------|--|-----|------|-------|
| 許認可等の種類 | 地すべり防止区域内の行為の許可 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 地すべり等防止法第18条第1項 | | | |
| 許認可等の概要 | 地すべり防止区域内における制限行為に対する許可・不許可処分 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合 はその理由) | <p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考7】</p> <p>①行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月28日建設省河傾発第44号) ④地すべり等防止法の施行について(昭和33年5月27日建設省発河第90号)</p> <p>① 地すべり防止区域内における行為内容が当該地すべり防止区域の現状から判断して、地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものでないこと。 ② 地すべり等防止法第18条第1項、第2項 ③ 地すべり等防止法施行令第4条、第5条 ④ 地すべり等防止法の施行について 第8</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | - | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合 はその理由) | 6週間 処分庁 建設・砂防事務所長 6週間 | | | |
| 期間の制定根拠 | 行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月28日建設省河傾発第44号) | | | |